

香川県広域水道企業団職員の地域手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第9号

香川県広域水道企業団職員の地域手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の地域手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域手当の月額等)</p> <p>第2条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）第7条の企業長が定める地域は、<u>県内及び東京都特別区</u>の地域とする。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 県内 100分の3.2</u></p> <p><u>(2) 東京都特別区 100分の20</u></p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により高松市から香川県広域水道企業団に派遣されている職員であった者であって令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間において引き続き新たに香川県広域水道企業団の職員となった者その他これに準ずるものとして企業長が認める者に係る第2条第2項の規定の適用については、当分の間、高松市内に在勤する場合に限り、同項中「100分の3.2」とあるのは、「<u>100分の4</u>」とする。</p>	<p>(地域手当の月額等)</p> <p>第2条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）第7条の企業長が定める地域は、<u>県内</u>の地域とする。</p> <p>2 <u>県内の地域に在勤する職員</u>の地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の3.2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により高松市から香川県広域水道企業団に派遣されている職員であった者であって令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間において引き続き新たに香川県広域水道企業団の職員となった者その他これに準ずるものとして企業長が認める者に係る第2条第2項の規定の適用については、当分の間、高松市内に在勤する場合に限り、同項中「100分の3.2」とあるのは、「<u>100分の5</u>」とする。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。